

京都市告示第235号

平成21年3月17日京都市告示第496号（京都市要保護児童対策地域協議会の設置）の一部を次のように改めます。

平成22年10月6日

京都市長 門川大作

第3項（要保護児童対策地域協議会を構成する関係機関等の名称及び児童福祉法第25条の5各号の該当する号）の表を次のように改めます。

名 称	児童福祉法第25条の5 各号の該当する号
京都市保健福祉局保健福祉部障害保健福祉課	第1号
京都市こころの健康増進センター相談援助課	第1号
京都市保健福祉局子育て支援部	第1号
京都市保健福祉局保健衛生推進室保健医療課	第1号
区役所・支所福祉部支援課（支援保護課）（代表）	第1号
区役所保健部（代表）	第1号
京都市消防局	第1号

名 称	児童福祉法第25条の5 各号の該当する号
京都市教員委員会指導部総合育成支援課	第1号
京都市教育委員会指導部生徒指導課	第1号
京都市教育相談総合センター カウンセリングセンター	第1号
京都市子育て支援総合センター こどもみらい館	第1号
京都地方法務局	第1号
京都府警察本部	第1号
京都弁護士会	第2号
社団法人京都府医師会	第2号
特定非営利活動法人きょうとCAP	第2号
京都児童養護施設長会	第3号
京都障害児者親の会協議会	第3号
京都市小学校長会	第3号
京都人権擁護委員協議会	第3号
京都市立総合支援学校長会	第3号
京都知的障害者福祉施設協議会	第3号

名 称	児童福祉法第25条の5 各号の該当する号
京都市民生児童委員連盟	第3号
京都母子生活支援施設協議会	第3号
京都市長が指定する者	第3号

(保健福祉局子育て支援部児童家庭課)